

# 鳥取県公報

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

## ◇告示

牛の結核病等の検査及び駆除

新に行なう土地改良事業の認可

土地改良区の役員の就任及び退任

公有水面の埋立免許

国有財産の公用廃止

道路位置の指定

身体障害者福祉法の規定による医師の指定

## ◇公安告示

看護料支給基準の改定  
指定医療機関の取消  
保険医及び薬剤師の登録  
聴聞会の開催

告 示

### 鳥取県告示第百十八号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて牛の結核病、ブルセラ病、並びに肝てつ検査及び駆除を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛の所有者に對して検査及び駆除を受けることを命ずる。

昭和三十七年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 実施の目的 結核病並びにブルセラ病及び肝てつ予防のため

二 実施の区域及び場所 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範圍  
結核病並びにブルセラ病検査

牛。搾乳の用に供し又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。  
ただし、生後六月分前一月分後十日以内のものを除く。

肝てつ検査及び駆除





就任した役員の氏名及び住所

田倉 房藏	国府	二九四
小谷潤太郎	〃	三三〇
藤井 信寿	〃	五八
井勢 誉富	〃	八六七
小谷 辰藏	国分寺	三一四
河本 一明	〃	四一四
吉田 清一	〃	二五三
山根 舜象	不入岡	三七六
小谷 貢	国分寺	三二二
理事 深田 肇	倉吉市和田	四〇四
加藤 清	〃	三〇九
山崎 正	〃	四一八
西本 節夫	〃	四〇二
矢木 重慶	〃	四二八
山口 藤藏	〃	九一一
田中 重敏	不入岡	二八九
田中 安治	〃	一四四

昭和三十六年八月十五日総選挙の結果当選し八月二十  
二日就任任期二年  
社村輪王寺堰土地改良区

山脇 庸治	〃	七二七
山本 貢	〃	三六八
宮本 広	〃	三三一
田倉 房藏	国府	二九四
小谷潤太郎	〃	三三〇
藤井 信寿	〃	五八
井勢 誉富	〃	八六七
小谷 辰藏	国分寺	三一四
河本 一明	〃	四一四
吉田 清一	〃	二五三
山根 舜象	不入岡	三七六
小谷 貢	国分寺	三二二
理事 西村 豊	倉吉市黒見	二七三
矢田 定好	〃	二七五

退任した役員の氏名及び住所

就任した役員の氏名及び住所

矢田 寿治	〃	二六七
米田章太郎	〃	三三八
福永 潔	〃	六二五
牧田 春行	〃	四一九
小谷潤太郎	国府	三三〇
田中 又藏	〃	四六五
山中 年且	〃	二九八
高岡 朝春	国分寺	二五六
小谷 庸理	〃	二九六
秋藤 申之	〃	二九六
秋本 昇	〃	八八ノ一
遠藤 嘉一	〃	八九
伊藤 鬮	国府	三九〇
万場 忠義	国分寺	二六一
理事 西村 豊	倉吉市黒見	二七三
矢田 定好	〃	二七五
矢田 寿治	〃	二六七

昭和三十六年八月十五日総選挙の結果当選し八月二十  
二日就任任期二年

米田章太郎	〃	三三八
福永 潔	〃	六二五
牧田 春行	〃	四一九
小谷潤太郎	国府	三三〇
岡本 司	〃	五三六
福山 篤	〃	三四〇
高岡 朝春	国分寺	二五六
小谷 庸理	〃	二九六
秋藤 申之	〃	二九六
秋本 昇	〃	八八ノ一
遠藤 嘉一	〃	八九
伊藤 鬮	国府	三九〇
岸本憲太郎	国分寺	二四一

鳥取県告示第百二十三号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二条の



診療科名 氏名 住所 取消理由  
耳鼻科 木原 喜民 倉吉市越殿町 転出によ  
いんこう科 厚生病院内 る辞退  
内科 科 榊原 秀夫 鳥取市三津八七六  
国立鳥取療養所内

鳥取県告示第百二十八号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条日  
雇労働者健康保険法(昭和二十八年法律第二百七号)第  
十条及び船員保険法(昭和四年法律第七十三号)第二十  
八条の規定による看護の給付を行なう場合の看護料の支  
給基準を次のように定め、昭和三十七年二月一日から適  
用し、昭和三十六年五月鳥取県告示第二百七十二号(健  
康保険法等の規定に基づく看護料支給基準)は、同日限  
り廃止する。

昭和三十七年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 看護料金表

病 類 別 看護一日当り看護料  
看護婦 看護婦 看護補助者

コレラ、痘瘡、発疹チフ  
ス、ペスト 一、〇七〇円 八六〇円 1円  
右記以外の法定伝染病、  
(赤痢(疫痢を含む)、腸  
チフス、パラチフス、  
紅熱、ジフテリア、流行  
性脳脊髄膜炎、日本脳炎)  
及び急性灰白髄炎、開放  
性結核病棟に収容された  
非開放性結核患者並びに  
精神病

普通病 七一〇 五七〇 五〇〇  
備考

1. 看護料には、食費及び寝具料を含むものとする。  
2. 医師が療養上徹夜看護を必要と認めるときは、徹  
夜勤務として一日当り看護料の二割五分増の加算がで  
きる。

鳥取県告示第百二十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六  
条第四項の規定により次のとおり指定医療機関の辞退が  
あつたので、同法施行細則(昭和二十六年厚生省令第二十

六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十七年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地

昭和三十六年 鳥取県知事 石 破 二 朗  
十二月二十九日 福永 医院 気高郡青谷町大字  
青谷四三〇番地

鳥取県告示第百三十号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)三  
十八条に規定する登録について、同法第三十九条第三項  
の規定により登録があつたものとみなされるものを、療  
養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民  
健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令  
第三百六十三号)第九条の規定により次のとおり告示す  
る。

昭和三十七年二月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

記号番号 氏名 登録年月日

鳥取県八八六 吉田 光 昭三六、一一、一七

〃	八八七	深津 栄一	〃	〃
〃	八九四	稲田 憲昭	〃	三七、
〃	八九六	竹田 公恵	〃	一、一
〃	八九七	伊藤 慈秀	〃	一、二
〃	八九八	福庭 亮	〃	三四、
〃	八九九	土屋 五郎	〃	三七、
〃	九〇〇	安部 収	〃	二、九
〃	九〇一	木村 楨宏	〃	〃
〃	九〇二	後藤 久雄	〃	〃
〃	九〇四	田家 哲彦	〃	〃
〃	九〇五	永井 睦悌	〃	〃
〃	九〇九	下浦 範輔	〃	二、一
〃	九一〇	太田 俊郎	〃	二、九
〃	九一〇	沢田 克己	〃	一、九
〃	二一九	下村 幸子	〃	〃
〃	二二一	船木 匡	〃	二、九
〃	二二一	稲田 憲文	〃	一、二
〃	二二一	稲田 憲文	〃	二、五

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第百四条の規定により、次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十七年二月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 堀安成 文

一 鳥取地区

(1) 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年三月七日午後一時から

鳥取市吉方 鳥取警察署

(2) 聴聞当事者の住所及び氏名

八頭郡郡家町門尾一の八

川上 寿恵義

鳥取市東品治町一区

山下 武志

八頭郡八東町大字小別府

大上 千秋

二 八橋地区

(1) 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年三月十四日午前十時から

東伯郡東伯町 八橋警察署

(2) 聴聞当事者の住所及び氏名

東伯郡大栄町下種

倉吉市上井柳町

河上 義 秀

三 米子地区

(1) 聴聞の期日及び場所

昭和三十七年三月十四日午後一時三十分から

米子市万能町 米子警察署

(2) 聴聞当事者の住所及び氏名

西伯郡伯仙町尾高一、六四七

木下 貞 治

米子市富士見町二丁目一〇七

益田 一 幸

日野郡溝口町溝口四五一の一

片岡 巖

日野郡溝口町栃原八〇二

箕 矢 貴

気高郡青谷町大字青谷四、〇三九の二

吉田 豊

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

（定価）一部月極一〇〇円（送料共）